

既存化学物質として取り扱われる高分子化合物  
(昭和 61 年 8 月 27 日付け基発第 504 号)

既存の化学物質（下記※参照）である単量体（モノマー）等から構成され、また、数平均分子量が 2,000 以上で、さらに次の（1）から（8）のいずれにも該当しない場合

- (1) 正電荷を有する高分子化合物
- (2) 総重量中の炭素の重量の比率が 32 パーセント未満の高分子化合物
- (3) 硫黄、ケイ素、酸素、水素、炭素又は窒素以外の元素が共有結合している高分子化合物
- (4) アルミニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム又はマグネシウム以外の金属イオン（錯体金属イオンを含む）がイオン結合している高分子化合物
- (5) 生物体から抽出し、分離した高分子化合物及び当該高分子化合物から化学反応により生成される高分子化合物並びにこれらの高分子化合物と類似した化学構造を有する高分子化合物
- (6) ハロゲン基又はシアノ基を有する化合物から生成される高分子化合物
- (7) 反応性官能基を有する高分子化合物であって、当該高分子化合物の数平均分子量を当該数平均分子量に対応する分子構造における反応性官能基（下記※※参照）の数で除した値が 10,000 以下のもの
- (8) 常温、常圧で分解又は解重合するおそれのある高分子化合物

※：既存の化学物質

「既存の化学物質」には、労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項に基づき新規化学物質の製造・輸入届がなされたものの、官報への名称公表がまだなされていない物質が含まれる。

※※：反応性官能基を有する高分子化合物の例

イソシアン酸基、分岐アクリル酸基、分岐メタクリル酸基、エポキシ基、酸無水物、酸ハロゲン化物、アルデヒド、アミン、フェノール類、チオフェノール類、含硫黄酸基若しくはその誘導体、アジリジン類、保護されたイソシアン酸基、イミン、イソチオシアン酸基、ビニルスルホン、ハロシラン基、アルコキシシラン基、3 若しくは 4 員環ラクトン等の構造を有する高分子化合物